

第3期周南市観光ビジョン(案)に対する意見の全文(ほぼ原文)と市の考え方

※ページは、パブリック・コメントのビジョン(案)の該当ページです

番号	項目 該当箇所	意見の全文(ほぼ原文)	市の考え方(回答)
1	P5 第1章第3節 周南市の目指す観光 P8 第2章第1節 観光客数の推移	「本ビジョンの目標を「観光客数」の増加とし」との事で、現状値・目標値を明示しておりますが、当目標値の妥当性は、当該数値の過去推移がなければ判断が困難、と考えます。 そう考えて資料を読み進めたところ、P8に2009年以降の当該数値の推移がグラフとなっております。 P5文中に「数値推移はP8に図示」の旨明示の上、P8のグラフは当該「観光ビジョン」の第1期・第2期の期間が分かる様な表記とすべきと考えます。	第1章第3節 2目標は原案の通りとします。 第2章第1節 山口県と周南市の観光客を示すグラフに、観光ビジョンの第1期・第2期の期間の説明を追記します。
2	P8 第2章第1節 観光客数の推移	観光客数の推移に関する記述となっております。 「波及効果及び集客対策が不足」 「全国的な国内旅行者数の減少」 「2市・3市の観光広域連携」 等を言うのであれば、P8の観光客数推移のグラフには、周辺3市(防府市・下松市・光市)と県内主要市(下関市・萩市・山口市・岩国市)の推移も追加又は別グラフ表記すべきと考えます。 上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。	県内大型イベントなどの開催により、本市への観光客数増加を見込んでいましたが、周辺3市を含めて影響が少ないことから、県全体と本市との比較で、微増傾向を示し、原案の通りとします。
3	P9 第2章第1節 2 観光客動態調査	「周南市の主な集客状況」①②のグラフがありますが、この状況についての分析・言及が全くないのはなぜでしょうか。 推移のグラフのみで分析等無しで、今後のビジョンはありえないはずで。	第2章第1節 2観光客動態調査に、周南市の主な集客状況①②の分析について説明を追記します。
4	P10-11 第2章第2節 地域資源の認知度と興味度	GAP調査の結果の表がありますが、何らかの形でグラフ化し、他市との比較を容易/明確にすべきと考えます。	第2章第2節 地域資源の認知度と興味度 調査結果の表「Q.あなたは、山口県内のどの市町に訪問経験がありますか(複数回答可) [クロス集計]」では、本市への来訪経験がある割合を居住地別に示したもので、他市との差を数値で比較できると判断しており、原案の通りとします。
5	P11 第2章第2節 地域資源の認知度と興味度	「県内22の地域資源」「県内22の体験プログラム」の内当市関係項目についてのみ認知度・興味度をグラフ表記しておりますが、「比較的高い」「高い」という判断は、全22項目の数値をグラフ表記し比較した上で明確になるものと考えます。 <例(あくまで例)> 「興味度は比較的高くなっています」とした4案件いずれも「興味がある」は10%台。県内他項目の「興味がある」の数値と比較しなければこの数値が「比較的高い」のか全く判断できません。 「県内22の地域資源」「県内22の体験プログラム」全ての「認知度」「興味度」を図示願います。 上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。	第2章第2節 地域資源の認知度と興味度 「地域資源と体験プログラムに関する認知度と興味度」の棒グラフの説明ですが、他市との比較ではなく、認知度に対しての興味度として分析していますので、理解しやすいように表現を変更します。

番号	項目 該当箇所	意見の全文(ほぼ原文)	市の考え方(回答)
6	P12 第2章第2節 地域資源の認知度と興味度	エリアターゲットとして「自家用車を利用して来訪できる近隣県が中心」の記述がありますが、GAP調査はあくまで「山口県」としての調査であり、その結果を全て当市に当てはめるのは不適切と考えます。資料にも後頁で記載ありますが当市は『「新幹線のぞみ・さくらも停車する駅」を玄関に据えた市』としての施策も進めるべきと考えます。	県が実施したGAP調査は、本市の地域資源や体験プログラムも対象としていることから、参考資料として記述しています。本市への交通アクセスの状況は、第2章第3節に掲載し、J R 徳山駅を利用される来訪者に対する観光施策は、重点推進施策の展開として第3章第2節、第3節で取り組むこととしているため、原案の通りとします。
7	P13 第2章第3節 交通アクセスの状況	「市内交通網」の図がありますが、本文中にある周防灘フェリーの記述がなく、観光地表記の中にソレーネも見当たりません。1ページ全面の図面とし、記載内容精査を御願ひ致します。	第2章第3節 交通アクセスの状況 市内の交通網の図から、市外県外からの交通アクセスの図に変更します。
8	P15-17 第3章第1節 日常をときほぐす観光の展開【重点推進施策Ⅰ】	「重要推進施策の推進について」として「日常をときほぐす観光の展開」の記述となっております。 ・当該施策に関連する施設・地域と民泊登録家庭を地図上図示した資料 ・民泊登録家庭の許容上限 ・重点対象者 を明示すべきと考えます。 <例(あくまで例)> ・関連する施設の周辺に民泊登録家庭が十分に存在するか。 ・許容量は十分あるのか。 ・どこに広報PRを集中するのか。 …自家用車利用であれば高速道路各IC、 遠方からの新幹線利用者ならば都市圏での広報 等々 →対応に差が出ると思われます。	第3章第1節 日常をときほぐす観光の展開【重点推進施策Ⅰ】 2現状と課題で掲載した「周南学びの旅推進協議会の受入実績」は、周南学びの旅推進協議会が受け入れた体験型教育旅行における活動実績を示したもので、本施策の民泊を実施する上での参考数値です。なお、本ビジョン(案)は総論で施策を記述するものであり、具体的な展開は、各事業において取りまとめていくこととしています。 令和2年度以降の取り組みで、民泊をはじめとした地域資源等の掘り起こしや調査等を進めていくことを想定しているため、原案の通りとします。
9	P20 第3章第3節 夜型観光の展開【重点推進施策Ⅲ】	(第3節 夜型観光の展開【重点推進施策Ⅲ】) 「観賞 ツアー等のイベント参加者」と「出張者」を当該項目で扱っておりますが、周南来訪目的が全く異なる2集団を同様に扱っての施策設定に無理を感じます。 ・イベント参加者 ・出張者 それぞれについて、「夜型観光」について、又はそれ以外の施策設定・対応実施が必要と考えます。 上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。	第3章第3節 夜型観光の展開【重点推進施策Ⅲ】 来訪目的が異なる対象者に対し、単一的なアプローチ方法では夜型観光への誘導は難しいと考えています。 記述につきましては、本ビジョン(案)の性質上、あくまで夜型観光の展開における総論的な内容にとどめ、各論的な取り組みや企画等については、関係事業者や観光関連団体などで構成する協議体組織を設置し、連携して進めていくことから、原案の通りとします。

番号	項目 該当箇所	意見の全文(ほぼ原文)	市の考え方(回答)
10	P20 第3章第3節 夜型観光の展開【重点推進施策Ⅲ】	<p>「出張者」について当節でしか扱っておりませんが、「出張者」は企業との結びつきが大きい/ほとんどです。行政として別枠での対応が必要と感じます。</p> <p>上記内容を当ビジョンに別途検討の上追加記述願います。</p> <p>上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>第3章第3節 夜型観光の展開【重点推進施策Ⅲ】</p> <p>3夜景観光から夜型観光への転換では、様々な目的の来訪者に、本市の夜の時間帯の楽しみ方を提案し、消費行動につなげてもらうことに取り組むことを総論的に記述しています。今後の展開として、関係事業者や観光関連団体などで構成する協議体組織を設置し、連携して進めていくことから、原案の通りとします。</p>
11	P21 第3章第3節 夜型観光の展開【重点推進施策Ⅲ】	<p>「夜景観光から夜型観光への転換へ」とのことですが、現時点で「夜景観光」は充分行われているのでしょうか。</p> <p>検証の上での次期ビジョンへの反映をよろしくお願いいたします。</p> <p><例(あくまで例)></p> <p>「夜景が美しい場所」のWEB上掲示など、夜景を観光資源とする自治体ならばあって当然です。</p> <p>「工場夜景の中に月が昇ってくるのが見られる場所・時刻の明示」等々、工場夜景を観光資産と標榜する自治体としてすべきことできることはまだまだ多数存在すると思われま。</p>	<p>第3章第3節 夜型観光の展開【重点推進施策Ⅲ】</p> <p>周南工場夜景を活用した観光施策は、民間による夜景鑑賞ツアー等の造成により、誘客の拡大を図っており、利用者のアンケート調査等により検証するとともに、本市としてもパンフレットやホームページ等で情報発信し、取り組んでいます。</p> <p>今後、関係事業者と連携し、更なる認知度・満足度の向上に向け、改善を踏まえて取り組むことから、原案の通りとします。</p>
12	P25 第4章第3節 受入体制の充実【基本施策③】	<p>(第3節 受入体制の充実【基本施策③】)</p> <p>「受入体制」の記述ありますものの、当市の宿泊施設の稼働状況等の資料が全くありません。</p> <p>市内大型宿泊施設廃業・解体となっております一方、時期によっては宿泊施設予約が困難、とも聞いております。</p> <p>市内宿泊施設の地域・時期的現状を行政が把握・公開の上で観光施策が初めて成り立つと思われまますが当施策にその点が全く欠落していると感じます。上記内容を当ビジョンに追加記述願います。</p> <p>上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>第4章第3節 受入体制の充実【基本施策③】</p> <p>本ビジョン(案)における受入体制の充実は、ガイドの充実やトータルでの観光情報の提供など、来訪者に必要な内容をスムーズに提供することを目指すものです。</p> <p>なお、宿泊施設の稼働状況等の掲載につきましては、民間事業者が情報の主体であるため、原案の通りとします。</p>
13	P28,29 第4章第5節 コンベンション誘致の推進【基本施策⑤】	<p>(第5節 コンベンション誘致の推進【基本施策⑤】)</p> <p>「コンベンション誘致」という場合、市内のコンベンション/各種会議可能施設・許容量と、市内宿泊施設許容人数を把握確認の上での対応が必要と考えますが、現状(2018年で12万人)に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余裕があるのか ・許容量上限時期・閑散期等の差があるのか <p>といった詳細資料がなければ施策是非は判断できないと考えます。</p> <p>上記内容を当ビジョンに追加記述願います。</p> <p>上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>第4章第5節 コンベンション誘致の推進【基本施策⑤】</p> <p>本ビジョン(案)は総論で施策を記述するものであり、具体的な展開は、各事業において取りまとめていくこととしており、ここでは、コンベンション誘致の推進を行うための方向性や取り組み概要を示しています。</p> <p>なお、コンベンション主催者には、施設のキャパシティ等の内容を掲載した専用のガイドブックを作成し、配布しており、原案の通りとします。</p>

番号	項目 該当箇所	意見の全文(ほぼ原文)	市の考え方(回答)
14	P30 第4章第6節 国際観光の推進【基本施策⑥】	(第6節 国際観光の推進【基本施策⑥】) 訪日観光客の来市に関してですが、極々一般的な「情報発信」「表示の多言語化」に終始し、 ・県内他市訪日観光客の当市への呼び込み ・公共交通機関(主に新幹線)利用者(訪日観光者以外含む)への呼び込み ・周防灘フェリーで繋がる大分への外人観光客への呼び込み ・周防灘フェリー発着可能＝海外クルーズ船も発着可能？についての対応等々についての具体的施策の記述が全くありません。 当該記述の無い「観光ビジョン」に意味が見出せません。 上記内容を検討の上当ビジョンに追加記載願います。 上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。	第4章第6節 国際観光の推進【基本施策⑥】 本ビジョン(案)は総論で施策を記述するものであり、具体的な展開は、各事業において取りまとめていくこととしており、訪日外国人旅行者の誘致については行政として取り組みが可能な内容としています。 なお、主な取り組み例として、2例を記述していましたが、さらに2例を追記します。 また、クルーズ船等の発着は、喫水の適応や事業者との利用調整が必要となります。 以上のことから、原案の通りとします。
15	P34-36 参考資料 2周南市の主要な地域資源	(2 周南市の主要な地域資源) 物品・施設・不動産については地図図示資料を追加すべきと感じます。	参考資料 2周南市の主要な地域資源 本ビジョン(案)では、主要な地域資源を項目ごとに分類し記載したもので、原案の通りとします。
16	計画全般	当「ビジョン」ですが、今回「第3期」ですので「第1・2期」があったと思われませんが、どこをどう修正し、どこを継続したのか、当ビジョンから読み取る事が出来ません。 上記内容を検討の上当ビジョンに追加記載願います。 上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。	第1章3節 周南市の目指す観光 4施策の展開で記述していますが、観光振興をより効果的、戦略的に推進するため、新たな視点による3つの重点推進施策を掲げるとともに、これまでの6つの基本施策を継承し、様々な施策を計画的かつ総合的に展開するため、原案の通りとします。 なお、第2期周南市観光ビジョンは、市ホームページに掲載しています。
17	計画全般	公共交通機関、特にJR・バス会社と具体的にどの様に協議協力していくのか、当施策から読み取る事が出来ません。 上記内容を検討の上当ビジョンにすべき(あるいは今後の観光ビジョンに生かすべき)と考えます。 上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。	第3章第1節 日常をときほぐす観光の展開【重点推進施策Ⅰ】及び第3節 夜型観光の展開【重点推進施策Ⅲ】において、想定する地域資源 5連携団体等に記述するものであり、交通機関も含めた各関係事業者や観光関係団体と連携して進めていくことから、原案の通りとします。

番号	項目 該当箇所	意見の全文(ほぼ原文)	市の考え方(回答)
18	計画全般	資料内に時折「都市部と中山間部」「都市部と農林漁村地域」の交流、といった記述ありますもののその手段について具体的な言及が見当たりませんでした。 個人手段(自家用車)、公共交通機関、間接的交流(インターネット等)いずれにせよ、施設の整備等宜しく御願ひ致します。	本ビジョン(案)における都市と農山漁村の交流は、都市部の方が農山漁村に実際に来訪して交流することを想定していることから、本文中の2か所の記述を以下に変更します。 第3章第1節 2現状と課題 「この協議会では、(中略)技など、都市と農山漁村の「交流」を通し、農山漁村生活体験ホームステイ(後略)」の記述を、「この協議会では、(中略)技などが体験できる農山漁村生活体験ホームステイ(後略)」に変更します。 第4章第1節 特色ある観光地づくり【基本施策①】 主な取り組み例の表中、「体験型教育旅行の受入れや都市部と農山漁村(後略)」と記述していますが、「体験型教育旅行の受入れにより、都市部と農山漁村(後略)」に変更します。
19	計画全般	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。市民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)	本ビジョン(案)は、観光関連団体や関係事業者、学識経験者をはじめ、一般公募による市民で構成する「観光ビジョン策定委員会」を設置し、作成しています。
20	計画全般	年(度)表示始どが元号西暦併記なのは有難いです。 市施策資料の年(度)表記は、年次把握がし易いように全て元号西暦併記あるいは西暦表記に統一頂けましたら幸いです。	本ビジョン(案)は、可能な限り、元号と西暦を併記するよう、対応しています。
21	計画全般	文中語句に印付のうでで巻末用語説明は有難いです。 説明実施語句を再度御検討宜しく御願ひ致します。	用語解説に掲載する用語については、再度精査し、「第4章第2節 3様々な手法を活用した情報発信」の本文中にある、「デジタルサイネージ」を、新たに用語解説に追記します。
22	計画全般	GAP調査の結果で「山口 県を代表する「ふぐ」は、認知度、興味度ともに最も高く、80 %を超えています」とされている(P11)のに、そのフグのはえ縄漁発祥とされる徳山/周南で、「ふぐ」に特化した施策が観光ビジョンに全くないのは何故でしょうか。 上記内容を検討の上当ビジョンに追加すべき(あるいは今後の観光ビジョンに生かすべき)と考えます。 上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。	本市のふぐについては、周南ブランドとして「徳山ふぐ」を認定しており、重点推進施策Ⅱ「まちなか観光の展開」の市街地の主要な地域資源や、重点推進施策Ⅲ「夜型観光の展開」の想定する地域資源に記述しています。 なお、本ビジョン(案)は総論的に内容を記述するものであり、各論的な取り組みや企画等については、関係事業者や観光関連団体などと連携して進めていくことから、原案の通りとします。

番号	項目 該当箇所	意見の全文(ほぼ原文)	市の考え方(回答)
23	計画全般	<p>市内主要観光施設についての具体的施策(の記述)に乏しいと感じます。 (例：あくまで例) ・ソレーネ周南 ・市内酒蔵 ・市内温泉 …直接利用者、関係施策(「タク酒ー」等)利用者等の推移の記述も、今後の活用具体的施策も読み取れませんでした。 上記内容を検討の上当ビジョンに追加記載願います。 上記内容追加の資料で再度市民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>本ビジョン(案)は総論的に内容を記述しています。各観光施設を含む地域資源についての各論的な取り組みや企画等については、可能な限り記述しており、原案の通りとします。</p>
24	計画全般	<p>個々案件で指摘しておりますが、当該「ビジョン(案)」、検討・記述不足多々あると感じます。 再検討再作成の上で市民意見募集再実施が妥当と考えます。 主権者である市民の「ビジョン(案)検討不足」指摘 ・再検討再意見募集の要望を断るのであれば、具体的な理由明示の上、ビジョン実施の際は再度意見募集実施等適切な対応を直しく御願ひ致します。</p>	<p>周南市市民参画条例第11条第5項の規定により、パブリック・コメントにより提出された意見については、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表することとしています。 そのため、本表の番号2,5,9,10,12,13,14,16,17,22,23の意見にある、再度のパブリック・コメントについては実施しません。 事業実施段階においては、必要に応じて市民の意見を取り入れることから、原案の通りとします。</p>
25	計画全般	<p>各図・表には「図○」「図◎-○(◎は章の番号)」と言った通し番号をつけるべきでは、と感じます。</p>	<p>本文中に、図や表を参照する場合の記述につきましては、説明の必要性がある部分については追記します。</p>
26	パブリック・コメント 一般	<p>当案件、素案約40ページの案件ですが、意見作成のためには、本来P3に記述あります関係する市の法令・計画類多数その他の内容も確認すべきと考えます。 その様な意見募集を、他の市パブリックコメント(意見募集)複数案件と募集期間重なる上、当市行政とは関係ないものの県パブリックコメント(意見募集)とも期間重なり、年始の期間も含む中で通常の意見募集と同様の1ヶ月の期間設定は短いと考えます。 期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施を求めます。(市のパブリック・コメントに関する条例(周南市市民参画条例)では、募集期間は「原則として1箇月とします。」としており、1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと考えます。) 市民=主権者からの、期間不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示願います。(「条例に則って」では前述の通り御回答として不適切と考えます。)</p>	<p>周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリック・コメントにおける意見の提出(募集)期間は、公表の日から原則として暦月で1箇月となっています。 本ビジョン(案)においても、その内容及び分量から1箇月が適当と判断します。</p>

番号	項目 該当箇所	意見の全文(ほぼ原文)	市の考え方(回答)
27	パブリック・コメント 一般	<p>パブリックコメント(意見募集)については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年未年始等市民の繁忙期を避ける。 ・複数案件の期間重複を避ける。 ・上記項目が避けられない場合は、期間の延長を実施する。 ・資料公開に不具合発生した場合は期間の延長を実施する。 <p>と言った対応を常時実施願います。 (必要であれば条例修正等実施願います。)</p>	<p>パブリック・コメントの案件や実施件数等によっては、時期が年未年始にかかったり、複数案件が時期や期間を重複して実施される場合があります。</p> <p>案件の内容等を踏まえて、適切な実施時期・期間を設定するように努めます。</p>
28	パブリック・コメント 一般	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体(新聞等)にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。 (市広報誌には当該パブリックコメント(県民意見募集)の記事・記載はありましたものの、規則上か掲載は1回だけ、と記憶しております。)</p>	<p>市広報1.15号(5ページ)「パブリック・コメント」の実施記事(紙面1/4ページ分)の中で、施策の案件・対象・閲覧期間・閲覧場所・意見の提出期間及び提出方法を掲載しており、新聞等への広告掲載はしていません。</p>
29	パブリック・コメント 一般	<p>今回の案件を含め、市広報誌へのパブリック・コメント(県民意見募集)の記述が1回だけ(市広報は月2回発行ですので、募集期間内に最低2回の掲載が可能ならば)の理由を明示願います。</p>	<p>限られたページ数と紙面上のスペースの中で、少しでも多くの情報をお伝えする必要があることから、原則、一度のみの掲載としています。</p> <p>例外として、市民の生命や財産、また市民生活への影響が大きい制度など、複数回にわたりお知らせする必要がある情報については、理解が深まるよう追加の情報等を入れた記事を掲載する場合があります。</p> <p>本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載としました。</p>
30	パブリック・コメント 一般	<p>市民からの意見募集拡大のため、市広報には常に意見募集中案件を明示する欄を設ける、等の対応を希望致します。</p> <p>実施できないのであればその理由を明示の上、是正(規則・条例等の修正等)実施をお願い致します。</p>	<p>本件はその例外には当たらないと判断し、1回の掲載としました。</p>
31	パブリック・コメント 一般	<p>前述意見に対する御返答と、意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント(意見募集)の広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」(充分・不充分)の判断を明示願います。)</p>	<p>パブリック・コメントの周知方法は、市広報及び市ホームページへ募集の掲載、また、市ホームページ、本庁舎ロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び観光交流課で本ビジョン(案)の閲覧を行いました。</p> <p>周南市市民参画条例に基づき、市広報、市ホームページ等の複数の周知方法(条例に定める2以上の方法)により公表しており、適切に実施したものと認識しています。</p>
32	パブリック・コメント 一般	<p>市民意見募集資料には常時文中あるいは別途資料での語句説明実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>本ビジョン(案)は、専門的な用語等の、説明が必要と判断した場合は、用語解説を行っています。</p>